

避難所運営委員会活動費補助金の変更点

提出事務の簡素化

- ・ 委員長が2つ以上の委員会を兼任している場合、または避難所運営訓練を合同で実施する場合、申請書をまとめることができます。(代理申請)
- ・ 申請書及び請求書を同時期に提出することにより、提出回数を減らします。
- ・ 各様式や添付書類を見直し、提出書類を減らします。

【申請書】

- ・ 申請書と事業計画書を統合します。
- ・ 事務連絡票を請求書にまとめます。
- ・ 見積書の添付を廃止します。

【請求書】

- ・ 請求書と事務連絡票を統合します。

【実績報告書】

- ・ 実績報告書と事業報告書を統合します。
- ・ 領収書等の添付を廃止し、歳入歳出決算書に委員長以外の2名（副委員長等）が署名をすることで、購入の証左とします。
- ・ 整備した備蓄器材等の写真添付を廃止し、避難所運営委員会保有器材等管理表を添付します。

補助対象範囲の拡大

- ・ 食料費について、保存期間5年以上の条件を廃止します。
- ・ 避難所運営・訓練に要する経費として「その他の経費」を対象とします。
- ・ 詳細は、別紙「避難所運営委員会活動費補助金補助対象表」をご覧ください。

避難所運営委員会保有器材等管理表について

- ・ 委員会で保有する器材等が増えてきているので、地域の実情に沿って市の防災収納庫内に保管することができます。
- ・ 避難所によって防災収納庫の大きさが異なるため、新たに器材等を防災収納庫に保管する場合は、事前に危機管理課までご相談ください。
- ・ 保管場所ごとに避難所運営委員会保有器材等管理表を作成し実績報告書に添付します。
- ・ 保管場所に関わらず、備蓄器材等には、市の備品と混同しないよう委員会名等の「名入れ」をお願いします。